

川崎市立図書館の貸出カードについて

1 図書館資料の貸出カード使用状況

川崎市立図書館では、図書館資料の貸出しを受けようとする場合には、貸出カードのほか、川崎市利用者識別カードを貸出カードとして使用できるように川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）において定めている。

【川崎市利用者識別カードの図書館資料の貸出カードとしての使用状況】

川崎市利用者識別カードを貸出カードとして使用している人数	図書館の個人利用登録人数	割合
509人	672,899人	0.08%

（平成29年10月31日現在）

2 川崎市利用者識別カードについて

（1）川崎市利用者識別カードとは

住所氏名等の個人情報を登録することで、様々な行政サービスを受けられるカード。

- ＜例＞
- ・専用端末での証明書交付（住民票等）
 - ・インターネットでの電子申請（粗大ごみ収集申込等）
 - ・図書館資料の貸出カードとしての使用

（2）川崎市利用者識別カードの廃止

川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則（平成18年川崎市規則第136号）の廃止に伴い、川崎市利用者識別カードが利用できなくなる。

廃止日時 平成29年12月29日（金）

3 図書館における対応

（1）平成29年12月28日（木）は、17時で図書館が閉館し、ホームページでの図書等の予約も、同日時から平成30年1月4日（木）まで停止することから、平成29年12月28日（木）17時をもって、川崎市利用者識別カードの貸出カードとしての使用を終了する。

（2）川崎市利用者識別カードを貸出カードとして使用している利用者に対しては、貸出カードへの切替えを案内するため、個別に葉書を送付（10月31日に完了）したほか、図書館内掲示、図書館ホームページ及び図書館だよりへの掲載により、周知を図っている。

ア 平成29年12月28日（木）までの手続き

貸出カード申込書に記入の上、川崎市利用者識別カードとともに図書館カウンターに提出する。

イ 平成30年1月5日（金）以降の手続き

貸出カード申込書に記入の上、川崎市利用者識別カード及び住所の記載された身分証明書とともに図書館カウンターに提出する。（川崎市利用者識別カードは廃止後であり身分証明書として使用できなくなるため。）